

第 235 回 長野県内水面漁場管理委員会 次第

日時 令和 2 年 8 月 7 日（金）13 時 30 分から

場所 長野県長野合同庁舎南庁舎 601 号会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

（1）遊漁規則の変更について

（2）長野県漁業調整規則の改正について

（3）野尻湖における逸出魚の監視について

（4）その他

4 閉 会

遊漁規則の変更について

○ 遊漁規則の変更内容

No.	漁業協同組合	変更申請内容	改正前	改正案	施行日
1	南佐久南部	中学生の遊漁料の無料化	小学生以下の者 無料 中学生 500円	中学生以下 無料	認可日
		組合事務所移転に伴う住所の変更	南佐久郡小海町大字小海3981-1	南佐久郡小海町大字豊里756-11	
2	北安中部	中学生及び身体障害者の遊漁料の無料化	小学生以下の者 無料 中学生及び身体障害者 前号に規定する額の2分の1に相当する額	中学生以下及び身体障害者 無料	認可日
3	諏訪湖	漁具漁法の制限	こい投網 ふな小四ツ手網 なまず大四ツ手網 竿釣	こい投網 ふな小四ツ手網 竿釣	認可日
			おいかわ投網 うぐいろ竿釣 むろ	おいかわ投網 うぐいろ竿釣 なまず	
		項目番号の繰り上げ、誤植の修正	統数又は規模 1 投網、小四ツ手網 2 大四ツ手網 3 竿釣、手釣 4 うけ 5 とめ針 6 直針	統数又は規模 1 投網、小四ツ手網 2 竿釣、手釣 3 うけ 4 とめ針 5 直針	
4	波田	遊漁料の額の変更	遊漁料 うぐい 1日 1,050円 かじか 1年 4,200円 にじます やまめ いわな	遊漁料 うぐい 1日 1,100円 かじか 1年 4,400円 にじます やまめ いわな	令和3年1月1日
5	北信	遊漁料の額の変更	遊漁料 (内共第2号) あゆ 1日 1,200円 1年 6,500円 あゆ以外の魚種 1日 1,000円 1年 5,000円	遊漁料 (内共第2号) あゆ 1日 1,400円 1年 7,800円 あゆ以外の魚種 1日 1,200円 1年 6,000円	令和3年3月1日
			遊漁料 (内共第18号) こい 1日 1,000円 ふない 1年 5,000円 うぐい にじます やまめ いわな	遊漁料 (内共第18号) こい 1日 1,200円 ふない 1年 6,000円 うぐい にじます やまめ いわな	

長野県漁業調整規則の改正について

1 長野県漁業調整規則の改正の背景

(1) 漁業法の一部改正

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号。以下「改正漁業法」という。）が平成30年12月14日に公布され、令和2年12月1日から施行されることとなった。

主な改正点：新たな資源管理システムの構築、海面利用制度の見直し、漁業権制度の見直し等

(2) 都道府県漁業調整規則例の改正

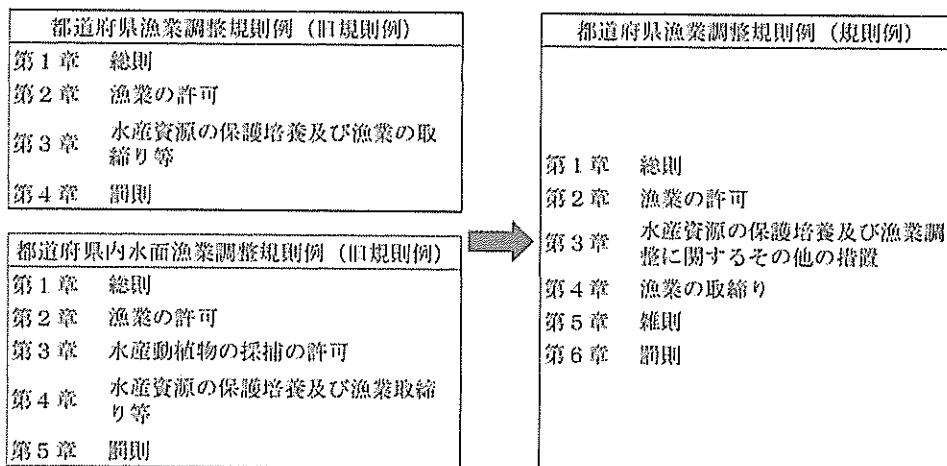
(ア) 改正の趣旨

都道府県知事は漁業法に基づき、漁業取締りや漁業の制限、禁止等により漁場利用を円滑にするため、漁業調整規則を定めている。国は漁業法の改正を踏まえ、都道府県が全国統一的に一定の水準の下で漁業調整を行うため、従来の規則例を廃止し、改正法の趣旨及び規定に対応した規則例（以下「規則例」という。）を定めたところである。

(イ) 改正のポイント

①海面と内水面の規則例の統合

旧規則例では海面と内水面に分かれていたためにそれぞれの適用範囲が不明瞭であったことから、規則例では海面と内水面を統合する形とした。



②内水面に係る改正点

- a. 漁業権等に関する申請書の様式の削除
- b. 漁業に係る許可等の適格性の追加
- c. 許可内容に違反する採捕の禁止規定の削除
- d. 許可内容の変更の許可規定の削除
- e. 移殖の禁止に係る規定の削除
- f. 添付書類の省略に係る規定の新設
- g. その他（全般事項等）
 - ・漁業の許可や採捕の許可の手続きに係る様式の削除
 - ・罰則規定の見直し
 - ・緯度及び経度による表示



長野県が定めている漁業調整規則においても、規則例の改正に合わせた改正が必要

2 長野県漁業調整規則新旧対応表

改正規則		現行規則	
第1章 総則		第1章 総則	
第1条	目的	第1条	目的
	(削除)	第2条	書類の提出部数及びその経由
第2条	代表者の届出	第3条	代表者の届出
	(削除)	第4条	漁業権等に関する申請
第2章 水産動植物の採捕の許可		第2章 水産動物の採捕の許可	
第3条	水産動植物の採捕の許可	第5条	水産動物の採捕の許可
第4条	許可の申請	第6条	許可の申請
第5条	許可をしない場合(一部新設)		-
第6条	許可の条件		-
第7条	許可の有効期間	第7条	許可の有効期間
第8条	許可の失効		-
第9条	許可の取消し		-
第10条	適格性の喪失等による許可の取消し等		-
第11条	公益上の必要による許可の取消し等		-
第12条	許可証の交付	第8条	許可証の交付
第13条	許可証の携帯義務等	第9条	許可証の携帯義務等
第14条	許可証等の譲渡又は貸与の禁止	第10条	許可証等の譲渡又は貸与の禁止
	(第6条に整理)	第11条	許可の制限又は条件
	(削除)	第12条	許可の内容に違反する採捕の禁止
	(削除)	第13条	許可の内容の変更の許可
第15条	許可証の書換え交付の申請	第14条	許可証の書換え交付の申請
第16条	許可証の再交付の申請	第15条	許可証の再交付の申請
第17条	許可証の書換え交付及び再交付	第16条	許可証の書換え交付及び再交付
第18条	許可証の返納	第17条	許可証の返納
	(第5条に整理)	第18条	許可をしない場合
	(第6条、第9～11条に整理)	第19条	許可の取消し
	(第6条、第9～11条に整理)	第20条	許可の内容の変更等
	(第8条に整理)	第21条	許可の失効
第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置		第3章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等	
第19条	保護水面における採捕の禁止		-
	(第26条に整理)	第22条	有害物の遺棄漏せつの禁止
第20条	禁止期間	第23条	禁止期間
第21条	全長等の制限	第24条	全長等の制限
第22条	禁止漁法	第25条	禁止漁法
第23条	漁具の制限	第26条	漁具の制限
第24条	禁止区域	第27条	禁止区域
第25条	湖河魚類の通路を遮断して行なう水産動植物の採捕の制限	第28条	さく河性魚類の通路を遮断して行なう採捕の制限
第26条	有害物の遺棄漏せつの禁止		-
	(削除)	第29条	移殖の制限
	(削除)	第30条	移殖についての許可
第27条	試験研究等の適用除外	第31条	試験研究等の適用除外
	(第4章第28条へ)	第32条	漁場の標識の建設に係る届出
	(第4章第29条へ)	第33条	標識の書換え又は再建設
第4章 雑則(新設)		第4章 罰則	
第28条	漁場又は漁具の標識設置に係る届出	第34条	～第37条
第29条	標識の書換え又は再設置等		
第30条	添付書類の省略(新設)		
第5章 罰則		第4章 罰則	
第31条	～第34条		

3 長野県漁業調整規則改正理由について

(1) 新設する条項

(ア) 許可をしない場合（第5条関係）

改正漁業法では大臣許可漁業に係る認可等の適格性を有しない者に暴力団員に係る規定が追加された。規則例においても同様に規定されたことから、規則例に合わせた改正を行う。

(イ) 添付書類の省略（第30条関係）

行政手続きの簡素化による漁業者等の行政手続きに係る負担の軽減のため、規則例において、提出された添付書類と同一の添付書類を省略できる旨が規定された。申請者に負担の少ない行政手続きは重要と考えられるため、規則例と同様の規定を設ける。

(2) 削除する条項

(ア) 書類の提出部数及びその経由（現行規則第2条関係）

書類の提出部数及びその経由については、法において規則で定める旨は規定されておらず、規則例においても規定されていない。規則において定めずとも、県ホームページ等で周知すればその目的を十分達成できるため、削除する。

(イ) 漁業権等に関する申請（現行規則第4条関係）

漁業権の免許申請の記載事項や添付書類が漁業法施行規則に規定されていること及びその他の漁業権に関する申請（行使規則、遊漁規則の認可申請等）の様式は法定事項でないことから、規則例においては様式が削除された。今後の電子化を見据え、規則に定めずとも県ホームページ等で周知すればその目的を十分達成できることから、同様の改正を行う。

(ウ) 許可の内容に違反する採捕の禁止（現行規則第12条関係）

許可内容に違反する採捕の禁止については、改正漁業法において罰則が規定され、法における当該違反として対応することとなったため、規則例では規定しないこととされた。規則においても、規則例と同様の改正を行う。

(エ) 許可の内容の変更の許可（現行規則第13条関係）

本許可は水産動物の採捕を目的とするものであり、変更の許可が必要となる場合には新たな許可を発出する手続とすることが適当であるとして、規則例から削除されたため、同様の改正を行う。

(オ) 移殖の制限（現行規則第29条関係）及び移殖の許可（現行規則第30条関係）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法第78号。）が制定され、全国的に規制すべき外来生物は、特定外来生物として飼養、栽培、保管又は運搬を禁止されていることを踏まえて、規則例から移殖の禁止に係る規定が削除された。

現行規則では雷魚及びアメリカザリガニの移殖を制限しているが、雷魚は全国的にみても生息数は減少傾向にある水域が多く、在来生物への影響は軽微とする意見もあ

る。県内でも漁業調整上の支障をきたすような報告は寄せられていないため、規則から削除する。アメリカザリガニも雷魚同様、漁業調整上の支障をきたすような報告は寄せられていないため、規則から削除する。

また、移殖の制限の条項（現行規則第 29 条）を削除することから、その許可について規定している現行規則第 30 条も併せて削除する。

（3）形式的な修正条項等

（ア）形式的な修正（第 1 条から第 4 条、第 6 条から第 29 条関係）

条項の移動、文言の変更等、形式的な変更が行われた規則例と同様の改正を行う。

（イ）様式の削除（現行規則第 3 条、第 6 条第 1 項、第 8 条、第 9 条第 3 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 17 条第 2 項、第 27 条第 3 項、第 31 条第 2 項及び第 3 項、第 32 条第 2 項関係）

規則例では届出や許可申請等に当たり、現行規則例で規定されていた様式を削除し、様式の記載事項を規定する形式に改めた。今後の電子化を見据え、規則に定めずとも県のホームページ等で周知すればその目的を十分達成できることから、同様の改正を行う。

（ウ）罰則規定の見直し（第 31 条から第 34 条関係）

規則例においては改正漁業法の趣旨を踏まえ所要の整備が行われたことから、規則においても規則例と同様の改正を行う。

（4）その他

（ア）採捕の許可の有効期間（第 7 条関係）

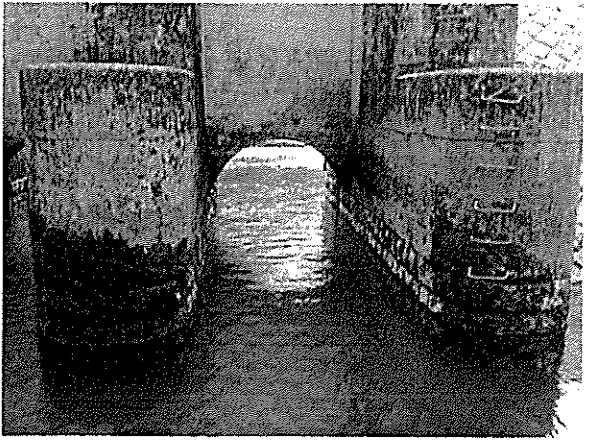
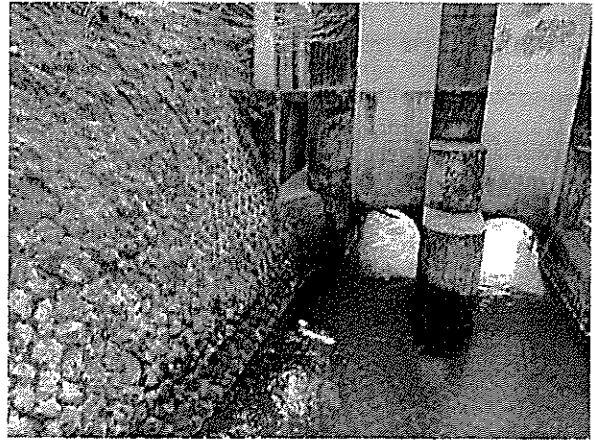
規則例では、採捕の許可の有効期間は 3 年としているが、海面に比べて資源が枯渇しやすい内水面では水産動植物の採捕を許可するに当たり、あえて有効期間を 3 年に緩和する必要はない。また、有効期間を長期間とするよりも、短期間とする方が細やかに採捕の許可を管理ができるため、現行規則のとおり有効期間を 1 年とする。

（イ）緯度及び経度による表記（第 19 条、第 24 条関係）

規則例においては禁止区域等を明確にして適切な取締りを行うため、緯度及び経度による表記が規定された。海面とは異なり、内水面では堰堤等の明瞭な目標物を基準とした従来の表記が十分に周知され、これからも関係者にとって理解されやすいことから、現行規則の表記から変更しない。

（ウ）禁止区域（現行規則第 27 条第 1 項第 31 号）の削除

堰堤によって移動を阻まれ、その上下流に留まる魚を保護するため、現行規則第 27 条第 1 項第 31 号では木曾郡木曾町三岳の王滝川にある寢覚発電所堰堤の上下流を禁止区域として規定していた。現在、当該堰堤は取水施設としては廃止され、魚類の遡上及び降下に支障がない状態（写真）であり、禁止区域とする理由がなくなったため、規則から削除する。



令和2年度野尻湖から関川等へのコクチバス等逸出魚調査

長野県内水面漁場管理委員会 事務局

1 目的

逸出防止措置が施されている野尻湖から池尻川、農業用水路及び関川へオオクチバス、コクチバスが逸出していないか確認する。

平成30年11月22日の調査において、調査地点F：関川（池尻川合流点 付近）でコクチバスが2尾採捕された。このことを踏まえ、令和2年度は調査を3回実施することとした。

2 調査日

(1) 第1回目 令和2年7月31日（金） 調査地点：A～E

3 調査地点（図1参照）

地点	水系	水域の詳細	備考
A	池尻川	逸出防止装置施設 下流	
B	御小屋用水	同上	野尻土地改良区 所管
C	小丸山用水	同上	同上
D	池尻川	赤川合流点 上流約100m 区間① 追加調査；区間①の上下約100m	北信漁協 管内
E	池尻川	関川合流点 上流	北信漁協 管内

4 調査方法

採捕には電気ショッカーを用いた。パルス、電圧は調査水域の状況によって適宜調整し、特に稚魚の採捕に留意して調査を行った。

5 調査機関

(1) 第1回目調査

調査地点AからCの調査は北信漁業協同組合1名及び野尻湖漁業協同組合1名の立ち会い、調査地点Dの調査は北信漁業協同組合1名の立ち会いのもと、長野県水産試験場3名及び長野県内水面漁場管理委員会事務局（長野県農政部園芸畜産課水産係）1名の計4名で行った。なお、関川の調査は、当初第1回目の調査と同日に実施を予定していたが、調査前の降水の影響で増水と濁りが確認され調査困難と判断し、中止した。

6 採捕状況

A：池尻川（逸出防止装置施設 装置1と装置2の間 監視場所1）

実施	魚種	個体数	全長範囲(cm)	備考
第1回目				採捕個体なし

A：池尻川（逸出防止装置施設 装置2と装置3の間 監視場所2）

実施	魚種	個体数	全長範囲 (cm)	備考
第1回目	モツゴ	1	3.5	
	ヨシノボリ	1	5.9	
	ドジョウ	1	5.5	

A：池尻川（逸出防止装置施設 装置3下流 監視場所3）

実施	魚種	個体数	全長範囲 (cm)	備考
第1回目	コイ	1	8.2	
	モツゴ	1	6.1	
	ヨシノボリ	1	6.5	
	ドジョウ	15	5.5～11.5	
	シマドジョウ	10	5.8～7.8	
	アブラハヤ	3	3.2～4.1	

B：御小屋用水（逸出防止装置施設 装置1、2、3の間及び装置3の下流 場所1～3）

実施	魚種	個体数	全長範囲 (cm)	備考
第1回目				採捕個体なし

C：小丸山用水（逸出防止装置施設 装置1、2、3の間及び装置3の下流 場所1～3）

実施	魚種	個体数	全長範囲 (cm)	備考
第1回目				採捕個体なし

D：池尻川（赤川合流点 上流約100m 区間①）

実施	魚種	個体数	全長範囲 (cm)	備考
第1回目	コクチバス	1	4.5	体高1.1cm
	ドジョウ	1	8.9	
	シマドジョウ	13	2.9～11.1	
	アブラハヤ	24	3.2～13.2	

D：池尻川（追加調査：赤川合流点 区間①の上流100m）

実施	魚種	個体数	全長範囲 (cm)	備考
第1回目	コイ	1	5.1	
	モツゴ	1	4.1	
	ヨシノボリ	7	5.3～6.3	
	ドジョウ	4	5.2～15.3	
	シマドジョウ	13	3.9～9.7	
	アブラハヤ	36	3.0～12.2	

D：池尻川（追加調査：赤川合流点 区間①の下流 100 m）

実施	魚種	個体数	全長範囲 (cm)	備考
第1回目	シマドジョウ	7	3.2~3.6	
	アブラハヤ	10	3.2~11.1	

E：池尻川（関川合流点 上流）

実施	魚種	個体数	全長範囲 (cm)	備考
第1回目	イワナ	3	7.5~22.1	
	アブラハヤ	1	9.5	

7 考察

調査地点Dにおいてコクチバスが確認され、体サイズから今年生まれた当歳魚であると考えられる。追加調査として、通常の調査区間の上流下流約 100m 区間において、同様に電気ショッカーによる採捕を行ったが、コクチバスは確認されなかった。今後の逸出調査においてもコクチバスの逸出の有無のモニタリングを継続する必要があると考える。また、野尻湖漁協は、令和2年6月に調査地点Aにおける逸出防止装置をステンレス製の装置に取り換えを行ったが、納品の手違いにより最も細かい目合い（装置3）は15mmとこれまでの5mmよりも開口が広いものであった。調査地点Dで採捕された個体は、調査地点Aにおける逸出防止装置の目合よりも小型であることから、逸出防止装置をすり抜けた可能性が考えられる。

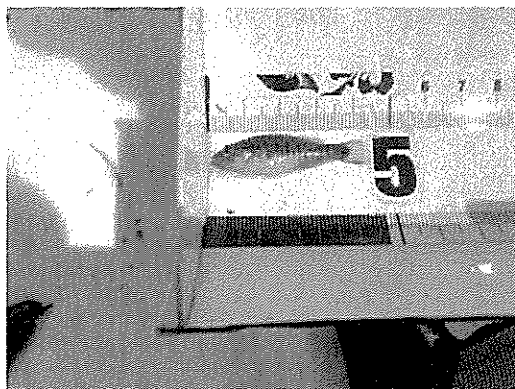


写真1 調査地点Dで採捕したコクチバス（左）、調査地点Aの逸出魚防止装置（右）

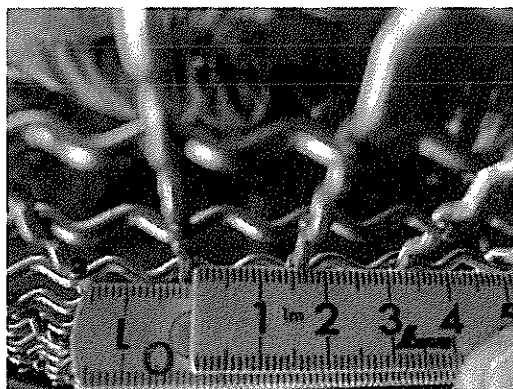
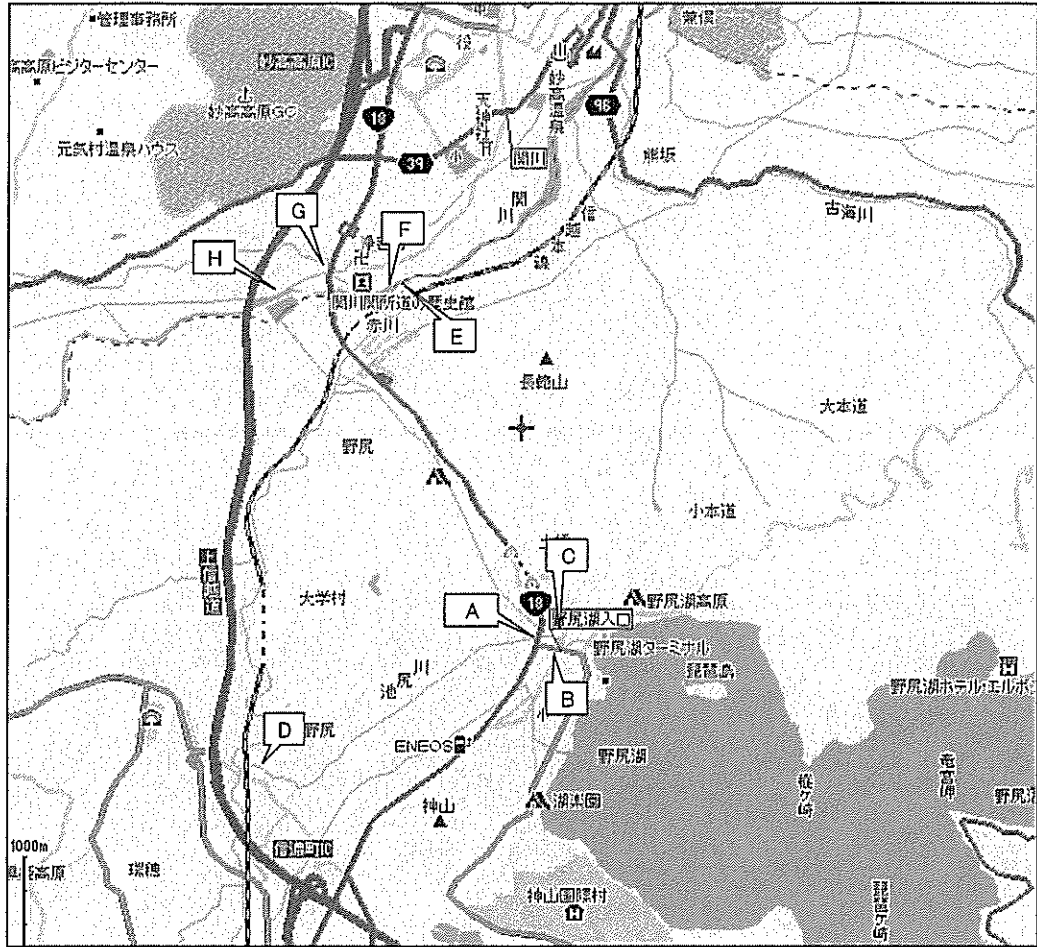
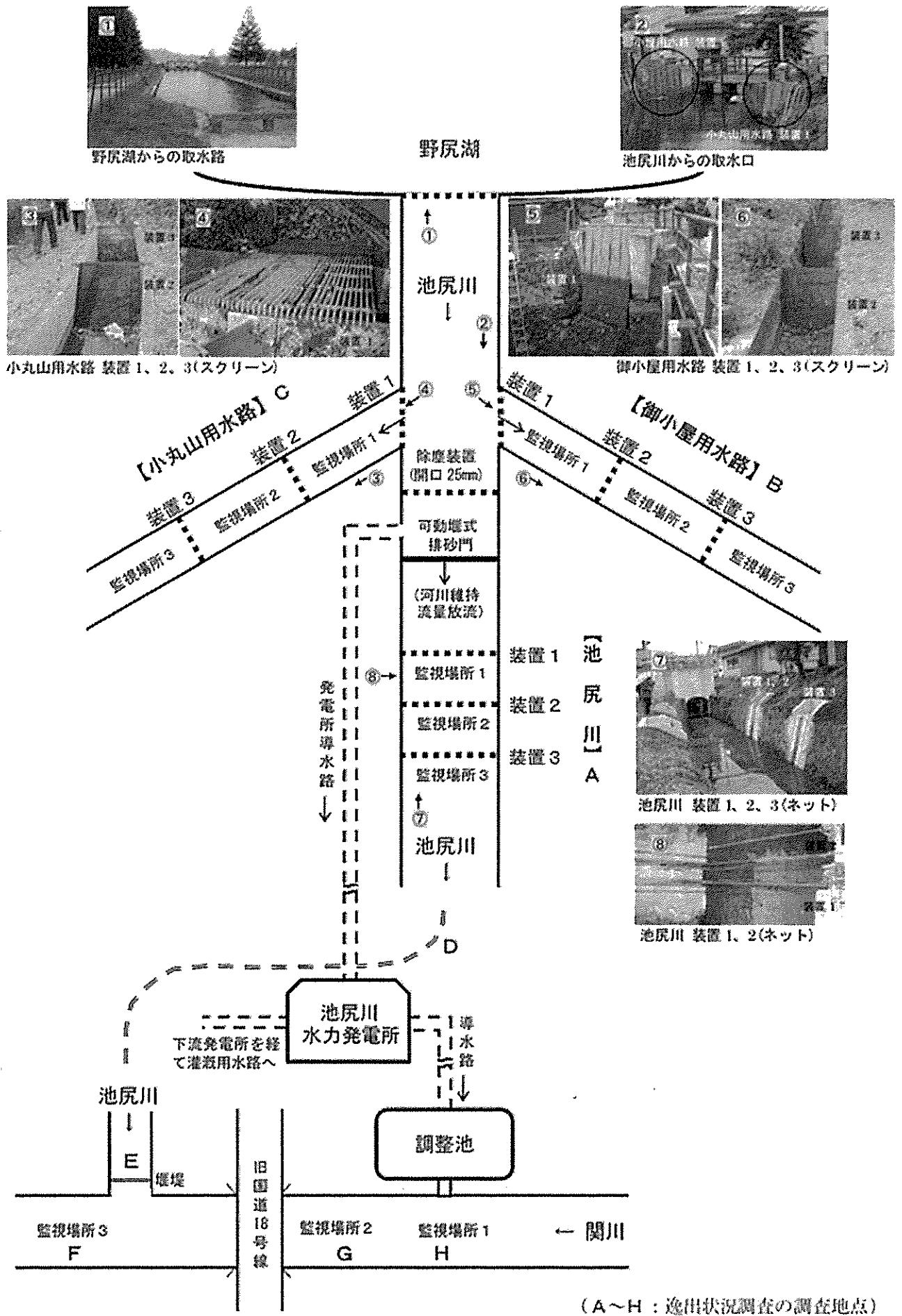


写真2 調査地点Aの逸出魚防止装置の最小の目合い



【図1 調査地点地図】

逸出防止施設等の概要



(A~H: 逸出状況調査の調査地点)

令和2年度第1回野尻湖からの関川等へのコクチバス等

逸出調査結果に対する対応（案）

- 野尻湖漁協のオオクチバス等再放流禁止解除申請の中で、逸出防止装置の管理体制について規定されていることから、規定に沿った管理を再度野尻湖漁協に徹底する。
- 第1回目の調査では、調査地点Dでコクチバスが確認された。そこで、追加調査として調査地点D区間の上下100m区間の調査を行ったが、コクチバスは確認されなかった。8月に予定している第2回目の調査については、調査地点Dにおいて通常の調査区域約100m区間を調査区域とする。
- 今年度3回調査を実施する予定であるが、第1回目の調査では、天候の影響により関川調査を実施することができなかった。第2回目と第3回目をそれぞれ8月、9月下旬～10月に予定通り調査を行う。（今年度、池尻川は3回、関川は2回調査を行う。）